

令和 5 年 度

第 12 回 第 二 農 地 部 会 定 例 会 議 事 録

令和 6 年 3 月 28 日（木）

ユートピアくびき希望館 2 階 第 2 会議室

令和5年度 第12回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和5年3月28日(木) 午後2時10分
会 場 ユートピアくびき希望館 2階 第2会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(11名)

11番	笠原 浩一	1番	長井 恒夫	3番	竹原 よし子
5番	橋本 春美	7番	滝沢 記一	8番	小山 一成
10番	五十嵐 隆一	12番	長瀬 一成	18番	田鹿 敏行
19番	中嶋 琢郎	21番	大島 伸一		

(2) 農地利用最適化推進委員(18名)

(安塚区)	松苗 秀幸	和栗 正男		
(浦川原区)	井部 慎一	藤村 鉄也		
(大島区)	高橋 三登一	小山 貞衛		
(牧 区)	中川 正道	米川 尚登	秋山 順一	
(柿崎区)	平野 吉徳	佐藤 清	小林 秀喜	
(大潟区)	細谷 正夫			
(頸城区)	伊巻 幹雄	上原 武		
(吉川区)	常山 哲夫	石野 一久		
(三和区)	高橋 浩一			

2 欠席委員

- (1) 農業委員…17番 高波 澄男
(2) 農地利用最適化推進委員… 福原 弥(三和区)

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	主 任	岩崎 賢恵
浦川原区駐在室	主 任	春谷 政男
大島区駐在室	主 任	朝倉 一彦
牧区駐在室	室 長	小林 精子
柿崎区駐在室	室 長	石澤 親久
	主 任	上田 良広
大潟区駐在室	班 長	新保 和己
頸城区駐在室	主 任	閨間 邦明
吉川区駐在室	副主任	江村 秀幸
三和区駐在室	班 長	橋立 理

4 会議に附した事件

(1)議事録署名委員の氏名

1 番 長井 恒夫 3 番 竹原 よし子

(2)審議案件

①安塚区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

②浦川原区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

③大島区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

④牧区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑤柿崎区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

⑥大潟区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

⑦頸城区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑧吉川区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

⑨三和区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 4 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

柿崎区 駐在室長	【１．開会】 午後２時 10 分 それでは、これより令和 5 年度第 12 回第二農地部会定例会を開催いたします。
柿崎区 駐在室長	【２．部会長あいさつ】 会に先立ちまして、笠原部会長からごあいさつをお願いいたします。 (笠原部会長あいさつ)
柿崎区 駐在室長	それでは、上越市農業委員会会議規則により、笠原部会長から議長として議事進行をお願いいたします。
議 長	【３．資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。
柿崎区 駐在室長	本日は、出席委員 11 名、欠席委員 1 名であり、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。 次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数 19 名の内、出席推進委員 18 名、欠席推進員 1 名です。
議 長	【４．議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 1 番 長井 恒夫 委員、3 番 竹原 よし子 委員を指名いたします。
議 長	【５．上越市農業委員会憲章の唱和】 議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。 ご参会の皆様は、ご起立をお願いします。 5 番 橋本 春美 委員の発声をお願いいたします。 (上越市農業委員会憲章の唱和)
議 長	【６．議事】 それでは、議案の審議に入ります。
議 長	《<u>安塚区駐在室の議案</u>》 最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜<u>報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について</u>＞ 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

安塚区 駐在室	安塚区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は1頁をご覧ください。 番号2101番から番号2102番までは、合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者への贈与及び貸付です。 なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	特に質問等がないようですので、本件について承認いたします。
議 長	＜議案第1号 農地法第3条許可申請について＞ 議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。
安塚区 駐在室	議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明いたします。 議案書は2頁をご覧ください。 番号2102番は、譲渡人の財産処分のため、当該地近隣の譲受人に相談したところ合意に至ったことから、贈与により所有権移転するものです。 本案件は、報告第1号の関連案件です。 番号2103番は、共有名義となっておりますが、双方の合意に基づき、譲渡人から受人に共有持ち分の権利を売却するものです。 申請農地は、いずれも水稻を作付ける予定です。 受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。 なお、農地法改正により、下限面積要件が廃止されています。以上です。
議 長	確認された委員の説明を求めます。
和栗委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）

議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について> 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
安塚区 駐在室	議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 11 件をご説明いたします。 議案書は 3 頁、番号 2111 から 5 頁、番号 2121 番をご覧ください。 3 頁、番号 2111 番は、前耕作者の労力不足により、新たな耕作者と相対契約を締結するもので、契約期間は 10 年です。本案件は、報告第 1 号の関連案件です。 3 頁、番号 2112 番から 4 頁、番号 2116 番まで、5 頁、番号 2119 番から 2121 番までの 8 件は、円滑化団体を通じて賃貸借契約を結んでいましたが、契約期間が満了したため、相対の契約に切替えるものです。 契約期間は、3 頁、番号 2112 番から 4 頁、番号 2116 番まで、及び、5 頁、番号 2119 番の 6 件は 5 年、5 頁、番号 2120 番と 2121 番は 10 年です。 4 頁、番号 2117 番と番号 2118 番は、期間満了に伴う再設定で、契約期間は、番号 2117 番は 3 年、番号 2118 番は 6 年です。 これらの案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

議 長	<議案第 3 号 「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」> 議案第 3 号 「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。
安塚区 駐在室	議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定 2 件をご説明いたします。 議案書は 6 頁をご覧ください。 番号 2102 番と 2103 番は、円滑化団体を通じて賃貸借契約を結んでいましたが、契約期間が満了したため、中間管理機構を通じて受人へ貸し付けるものです。 具体的な対象農用地等リストは、7 頁のとおりです。 なお、同一の受人ですが、円滑化団体を通じた賃貸借契約期間の満了日が異なることから、2 件とし、終期を合わせています。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	《浦川原区駐在室の議案》 次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	<報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
浦川原区 駐在室	浦川原区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1 頁、番号 2501 番から 2 頁、番号 2510 番をご覧ください。 いずれも合意による解約です。 番号 2501 番から番号 2506 番につきましては、昨年の干ばつ災害により耕作困難となったため解約するものです、返還後は休耕です。 番号 2507 番から番号 2510 番につきましては、効率的な農地の集約化を行うため現契約を解除し、新たに農地中間管理機構を通して貸付予定です。以上です。

議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件について承認いたします。
議 長	<u>＜議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について＞</u> 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」審議いたしますが、3 頁、番号 2502 番は、田鹿委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、田鹿委員は一時退席をお願いいたします。 (田鹿委員退席)
議 長	それでは、田鹿委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。
浦川原区 駐在室	議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」田鹿委員に関連する案件 1 件を説明いたします。 3 頁、番号 2502 番は、新たに農地中間管理機構を通して、賃貸借権の設定を行うものです。具体的な対象農地は、4 頁の対象農用地リストのとおりです。 この案件は改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、田鹿委員関連の番号 2502 番を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。 (田鹿委員復席)
議 長	続きまして、田鹿委員関連以外の案件について事務局の説明を求めます。

浦川原区 駐在室	議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」田鹿委員 関連以外の案件 1 件を説明いたします。 3 頁、番号 2501 番は、新たに農地中間管理機構を通して、賃貸借権の設定を行う ものです。具体的な対象農地は、4 頁の対象農用地リストのとおりです。 この案件は改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たして いるものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたしま す。 （「ありません」の声あり）
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	<議案第 2 号 上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について> 議案第 2 号「上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」事務局の 説明を求めます。
浦川原区 駐在室	議案第 2 号「上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」貸借権移 転 2 件を説明いたします。5 頁、番号 2501 番から番号 2502 番をご覧ください。 この案件は、いずれも効率的な農地の集約化を行うため、農地中間管理機構を通 じた貸借権を上段の旧耕作者から下段の新耕作者に変更するものです。 具体的な対象農地は、6 頁の対象農用地等リストのとおりです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと 判断いたしました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたしま す。 （「ありません」の声あり）
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）

議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	《<u>大島区駐在室の議案</u>》 次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。 ＜<u>議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>＞ 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。 大島区駐在室 大島区駐在室です。よろしくお願いいたします。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 13 件をご説明いたします。 1 頁、番号 2918 番から 3 頁、2930 番をご覧ください。 1 頁、番号 2918 番、2919 番、3 頁、2929 番、2930 番の 4 件は渡し人の労力不足により、近隣で耕作する担い手が新たに借り受けるものです。 1 頁、番号 2920 番は親族間における土地の相続登記が完了したことから、新たに貸借権を設定するものです。 2 頁、番号 2921 番から 3 頁、2928 番の 8 件は契約期間満了に伴う再設定です。 これら 13 件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	《<u>牧区駐在室の議案</u>》 次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。

議 長	<u>＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞</u> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
牧 区 駐在室	牧区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」報告いたします。1 頁をご覧ください。 番号 3303 番から 3306 番は、すべて合意による解約であり、返還後の利用計画は、番号 3303 番が他者へ売却、番号 3304 番から 3306 番は他者へ貸付です。 なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<u>＜議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u> 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」審議いたしますが、2 頁、番号 3344 番は、長瀬委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、長瀬委員は一時退席をお願いいたします。 （長瀬委員退席）
義 長	それでは、長瀬委員に関連する案件について事務局の説明を求めます。
牧 区 駐在室	議案第 1 号 「上越市農用地利用集積計画の決定について」長瀬委員に関連する所有権移転 1 件を説明いたします。 2 頁、番号 3344 番をご覧ください。 譲渡人の要望により、無償で所有権移転するものです。 この案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）

議 長	特に質問等がないようですので、長瀬委員関連の番号 3344 番を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。 (長瀬委員復席)
議 長	続きまして、貸借権設定 31 件について事務局の説明を求めます。
牧 区 駐在室	議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 31 件を説明いたします。 3 頁、番号 3320 番から 7 頁、番号 3339 番、番号 3342 番及び 8 頁、番号 3345 番は、これまで円滑化団体を介した契約でしたが、期間満了に伴い、新たに相對契約により利用権を設定するものです。 8 頁、番号 3347 番から 9 頁、番号 3349 番は、報告第 1 号の関連案件です。この案件及び 8 頁、番号 3346 番、9 頁、番号 3350 番は、いずれも譲渡人の労力不足により、新たに相對契約により利用権を設定するものです。なお、契約の終期は、譲受人の意向により他の契約と終期を合わせたものです。 7 頁、番号 3340 番と 3341 番、8 頁、番号 3343 番及び 9 頁、番号 3351 番の 4 件は、契約期間満了に伴う再設定です。 いずれの案件も、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	《<u>柿崎区駐在室の議案</u>》 次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。

議 長 柿崎区 駐在室 議 長 議 長 議 長 柿崎区 駐在室 議 長 長井委員 議 長	<u>＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞</u> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。 柿崎区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1 頁、番号 3704 番から 3 頁、3719 番までの 16 件をご覧ください。 いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、後継者へ貸付 9 件、地主耕作 1 件、他者へ貸付予定 6 件です。 なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり） 特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。 <u>＜議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について＞</u> 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」所有権移転 1 件を説明いたします。4 頁をご覧ください。 番号 3704 番は、遺言公正証書により、譲受人へ所有権を移転するものです。 譲受人の状況につきましては、議案の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。 以上です。 確認された委員の説明を求めます。 事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
---	--

議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<u>＜議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u> 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
柿崎区 駐在室	議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 33 件のうち、新規案件のみ説明いたします。 5 頁、番号 3750 番から 11 頁、3782 番をご覧ください。 番号 3750 番から 3759 番までの 10 件は、これまで受人の父親と貸借権を設定していましたが、経営移譲に伴い、合意解約により所有者へ返還された農地を後継者へ貸し付けるものです。 3775 番、3776 番、3777 番、3782 番は、円滑化団体を通じた賃貸借契約が満了したため、相対の契約に切替えるものです。 これら 33 件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	続きまして、貸借権移転 5 件について、事務局の説明を求めます。
柿崎区 駐在室	議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権移転 5 件を説明いたします。12 頁、番号 3783 番から 13 頁、3787 番をご覧ください。 番号 3783 番から 3787 番は、経営移譲に伴い、後継者へ貸借権を移転するものです。これら 5 件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)

議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	<u>＜議案第 3 号 上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について＞</u> 議案第 3 号「上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。
柿崎区 駐在室	議案第 3 号「上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」貸借権移転 9 件を説明いたします。 14 頁、番号 3701 番から 16 頁、3709 番をご覧ください。 番号 3701 番から 3703 番は、耕作者の労力不足等に伴い、地域の担い手へ貸借権を移転するものです。 3704 番から 3709 番は、経営移譲に伴い、後継者へ貸借権を移転するものです。 具体的な対象農用地等リストは、17 頁、18 頁のとおりです。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	《大潟区駐在室の議案》 次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	<u>＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞</u> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

大潟区 駐在室	大潟区駐在室です。よろしくお願いします。 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」報告します。1 頁、番号 4605 番から 2 頁、4614 番の 10 件をご覧ください。 いずれも、合意による解約であり、返還後の利用計画は中間管理機構へ貸付けるものです。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<u>＜報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について＞</u> 報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。
大潟区 駐在室	報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」報告します。 3 頁、番号 4602 番をご覧ください。 大潟区土底浜地内の登記簿地目「畑」に個人用住宅を建築するため転用するものです。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<u>＜議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u> 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
大潟区 駐在室	議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 1 件を説明します。 4 頁、番号 4662 番をご覧ください。 譲渡人の財産整理のため、売買により所有権移転するものです。

議 長 大潟区 駐在室 議 長 大潟区 駐在室 議 長 大潟区 駐在室 議 長 大潟区 駐在室 議 長 議 長	この案件は改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり） 続きまして、貸借権設定 29 件について、事務局の説明を求めます。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 29 件を説明します。 5 頁、番号 4663 番は、現耕作者の規模縮小に伴う新規設定で、契約期間は 10 年です。4664 番から 11 頁、4691 番の 28 件は契約期間満了に伴う再設定で契約期間は 10 年です。 いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり） 続きまして、貸借権移転 3 件について、事務局の説明を求めます。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権移転 3 件を説明します。 12 頁、番号 4692 番から 4694 番の 3 件は、農地を効率的に利用するため利用権を移転するものです。 いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり） 本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
---	---

	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	<u>＜議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について＞</u> 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。
大潟区 駐在室	議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定 1 件を説明いたします。13 頁、番号 4602 番をご覧ください。 これは、いままで相対契約であったものを、農地中間管理機構を通した契約とするものです。 具体的な対象農地は、14 頁の対象農用地リストのとおりです。 この案件は改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	<u>＜議案第 3 号 上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について＞</u> 議案第 3 号「上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。
大潟区 駐在室	議案第 3 号「上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」貸借権移転 4 件を説明いたします。15 頁、番号 4601 番から 4604 番をご覧ください。 4 件とも、今後、ほ場整備が予定されていることから、あらかじめ耕作者を変更しておくものです。 具体的な対象農地は、16 頁の対象農用地リストのとおりです。 いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	《<u>頸城区駐在室の議案</u>》 次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	<u>＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞</u> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
頸城区 駐在室	頸城区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。 1 頁、番号 5312 番から、3 頁、番号 5323 番をご覧ください。 すべて合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付です。 備考欄に記載した頁数と番号は、関連案件です。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<u>＜報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について＞</u> 報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。

頸城区 駐在室	報告第２号「農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。 ４頁、番号５３０１番の１件を受理しました。 ５頁に位置図を添付しましたので、ご覧ください。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	＜議案第１号 農地法第５条第１項許可申請について＞ 議案第１号「農地法第５条第１項許可申請について」事務局の説明を求めます。
頸城区 駐在室	議案第１号「農地法第５条第１項許可申請について」説明いたします。 ６頁、番号５３０２番をご覧ください。 頸城区百間町地内の農地を「一般個人住宅、カーポート」として利用するものです。 ７頁に位置図、８頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。 申請者は、妻と子の３人で市内のアパートに居住しておりますが、両親と同居するため、申請農地を取得し、一般個人住宅及びカーポートを建設するものです。 農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地に該当することから、第２種農地と判断いたしました。 転用に当たり、生活雑排水は農業集落排水で処理し、雨水排水は地下浸透及とすることから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）

議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<u>＜議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u> 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
頸城区 駐在室	議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 1 件を説明いたします。9 頁、番号 5370 番をご覧ください。 譲渡人の財産整理のため、譲受人へ売買により所有権を移転するものです。 なお、本案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	続きまして、貸借権設定について審議いたしますが、20 頁、番号 5423 番は大島委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、大島委員は一時退席をお願いいたします。 （大島委員退席）
議 長 頸城区 駐在室	それでは、大島委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」大島委員に関連する貸借権設定 1 件を説明いたします。 20 頁、番号 5423 番をご覧ください。 本案件は、再設定であり、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）

議 長	特に質問等がないようですので、大島委員関連の番号 5423 番を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。 (大島委員復席)
議 長	続きまして、大島委員関連以外の案件について、事務局の説明を求めます。
頸城区 駐在室	議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」大島委員関連を除く 56 件を説明いたします。 10 頁、番号 5371 番から、21 頁、番号 5427 番をご覧ください。 番号 5371 番から、14 頁、番号 5391 番の 21 件は新規設定であり、うち 12 頁の番号 5380 番、5381 番、5383 番は、円滑化団体を通じて賃貸借契約を結んでいましたが、契約期間が満了したため、相対の契約に切替えるものです。 番号 5392 番から 21 頁、番号 5427 番の 35 件は、期間満了に伴う再設定です。 なお、これら 56 件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	《<u>吉川区駐在室の議案</u>》 次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜<u>報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について</u>＞ 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

吉川区 駐在室	吉川区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」報告いたします。 1 頁、番号 6210 番をご覧ください。 本件は合意による解約であり、返還後の利用計画は、地主耕作です。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<u>＜議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u> 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
吉川区 駐在室	議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 114 件について、説明いたします。 2 頁、番号 6240 番から 25 頁、番号 6353 番の 114 件をご覧ください。 2 頁、番号 6240 番から 23 頁、番号 6344 番の 105 件は再設定です。 23 頁、番号 6345 番から 24 頁、番号 6351 番の 7 件は、円滑化事業の期間満了に伴い、新たに相対契約を行うものです。 24 頁、番号 6352 番、25 頁、番号 6353 番は、いずれも、賃貸人の労力不足により、近隣で耕作する担い手が借り受けるものです。 なお、これら 114 件は改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）

議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	<u><議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について></u> 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。
吉川区 駐在室	議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」説明いたします。26 頁をご覧ください。 番号 6203 番は、これまで相対契約であったものを、新たに、農地中間管理機構を通して利用権設定を行うものです。 具体的な対象農地は、27 頁の対象農用地リストのとおりです。 なお、この案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	<u><議案第 3 号 上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について></u> 議案第 3 号「上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。
吉川区 駐在室	議案第 3 号「上越市農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」貸借権移転 6 件を説明いたします。 28 頁、番号 6209 番から 29 頁、6214 番をご覧ください。 28 頁、番号 6209 番は、現耕作者の規模縮小に伴い、近隣で耕作する担い手へ貸借権を移転するものです。 28 頁、番号 6210 番から 10 頁、番号 6214 番は、今後、ほ場整備が予定されていることから、あらかじめ耕作者を変更しておくものです。 なお、対象農地は、30 頁、31 頁の対象農用地等リストのとおりです。 以上です。

議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	《三和区駐在室の議案》 次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞ 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は 1 頁をご覧ください。 番号 8610 番から 8612 番までの 3 件です。 番号 8610 番は、中間管理機構を介した契約に変更するため、現在の賃貸借契約を一旦、解約するものです。番号 8611 番及び 8612 番は、転用を目的としている他者へ売却するため、現在の賃貸借契約を解約するものです。 なお、関連案件は、備考欄に記載したとおりです。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	＜議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について＞ 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明いたします。 2 頁、番号 8602 番をご覧ください。

	家庭菜園として利用する譲受人に申請農地を贈与するものです。 譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件など、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	確認された委員の説明を求めます。
高橋委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	＜議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について＞ 議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。 3頁をご覧ください。 番号8601番の申請者は、申請農地の隣で農家レストランを経営しておりますが、収容人数20人に対し、駐車スペースが8台分しかないため、申請農地を取得し、駐車場として整備することで不足分の解消を図るものです。 4頁に位置図、5頁に土地利用計画図を添付しましたので合わせてご覧ください。 申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地となりますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、許可は可能となります。 工期は、令和6年4月10日から令和6年4月30日までです。 土地利用計画は、11台分の駐車スペースです。 転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。 以上です。

議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<u>＜議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u> 議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 11 件を説明いたします。議案書は 6 頁をご覧ください。 新規案件は、8 頁、番号 8645 番のみです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	<u>＜議案第 4 号 上越市農用地利用集積計画(一括方式)の決定について＞</u> 議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」貸借権設定 5 件を説明いたします。9 頁をご覧ください。

	新規案件はなく、これまで農協を介した円滑化事業により利用権を設定していた農地や相対契約していた農地など、契約期間満了に伴い農地中間管理機構を介して再契約するものです。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	以上で、用意された議案の審議は終了しました。
笠原部会長	【 7. その他】 事務局、または委員の皆さん、何かありますか。
笠原部会長	何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。 長時間のご審議、ご苦勞様でした。
柿崎区 駐在室長	笠原部会長、ありがとうございました。
柿崎区 駐在室長	【 8. 部会長職務代理あいさつ】 閉会のごあいさつを職務代理の田鹿委員からお願いいたします。 (田鹿職務代理あいさつ)
柿崎区 駐在室長	【 9. 閉会】 以上をもちまして、令和 5 年度第 12 回第二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。 午後 3 時 18 分終了 (農地部会終了後、地区会議開催)